

# 雪害による被害状況と支援策

総務課行政係 ☎0824-73-1123



2階建ての倉庫が積もった雪で全壊(高野地域)



雪の重みで損壊した民家の屋根(西城地域)



ビニールハウスにも深刻な被害(比和地域)

## これまでの主な被害状況(1月31日現在)

- 人的被害 死者3人、重傷15人、軽傷9人
- 住家被害 全壊1棟、半壊1棟、一部破損728棟
- 非住家被害 ビニールハウス・納屋等695件、公共施設76件

年末から年始にかけての記録的な豪雪により、市内では、家屋や農業施設の倒壊、除雪中の事故等の被害が発生しています。

市では、この雪害に迅速に対応するため、庄原市雪害対策本部を設置し、被害状況の把握と情報収集に努め、また雪害による被害への支援策を実施します。

## 大雪による事故を防ぐ

今回の豪雪では、屋根からの落雪による被害や、屋根の雪下ろし作業中の事故などが多発しています。今後予想される積雪に際し、事故に遭わないために次のようなことに気をつけましょう。

### ①落雪など

- 気温が上昇した場合、屋根に雪が残っている建物付近では、屋根からの落雪やつららの落下に気をつける。
- 道路の除雪作業中の車には近寄らない。
- 雪道や凍結した道路などは滑りやすいので、転倒しないよう注意する。

る場合は、必ず固定する。

- 作業の際には、屋根の下の通行人や子どもに注意する。

### ③その他

住家が積雪で危険になった場合は、自主的に避難しましょう。避難する場合は、近所に声をかけ、庄原地域は総務課、その他の地域は各支所地域振興課へご連絡ください。避難所は学校や公民館などとなりますが、詳しくは問い合わせの上ご確認ください。

### ②屋根の雪下ろし

- 一人で作業しない。
- 屋根に上がる時は必ず命綱を着用し、滑りにくい履物をはく。
- 屋根の上り下りの際に梯子を使用す

## 被害への支援策

雪害の被害に対し、次の支援策を実施しています。詳しくは各担当課までお問い合わせください。

### ①災害弔慰金

● 支給対象 豪雪を原因として亡くなられた方のご遺族

### ● 支給額

1人あたり30,000円

※詳しくは社会福祉課、各支所保健福祉課、または民生委員へご相談ください。

### ②災害見舞金

#### ● 支給対象

豪雪を原因として重傷(2週間以上入院し、療養を要する期間が概ね1カ月以上の負傷)を負った方。

#### ● 支給額

1人あたり10,000円

※詳しくは社会福祉課、各支所保健福祉課、または民生委員へご相談ください。

### ③災害家屋改修にかかる資金の融資あっせん

#### ● 対象者

豪雪により、現に居住している家屋に被害を受けた世帯(市内に住民登録されている方の世帯)の世帯主

#### ● 対象工事等

被災住家の改修または雪下ろし  
※既に工事等を完了されている場合も対象となります。

#### ● 融資あっせん限度額

1世帯100万円以内

#### ● 手続方法

次の書類を社会福祉課または各支所保健福祉課に提出してください。

- 融資あっせん申請書(社会福祉課、各支所保健福祉課にあります)
- 申請者および連帯保証人の印鑑証明書
- 復旧工事見積書または領収書

● 被災状況または工事完了が確認できる写真  
● その他市長が必要と認めるもの

#### ● その他

- 融資は無利子です。
- 審査結果により融資あっせんができない場合があります。
- 融資あっせん申し込みは、本人(申請者)が行ってください。本人以外の方(工事業者など)からの書類提出は、お受けできない場合があります。

#### ● 問い合わせ

- 社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166
- 西城支所保健福祉課 ☎0824-82-2202
- 東城支所保健福祉課 ☎08477-2-5131
- 口和支所保健福祉課 ☎0824-87-2114
- 高野支所保健福祉課 ☎0824-86-2114
- 比和支所保健福祉課 ☎0824-85-3002
- 総領支所保健福祉課 ☎0824-88-3110

気をつけましょう

## 高齢者を狙った悪質な雪かき業者

テレビや新聞などでも報道されていますが、全国的な大雪に関連した悪質商法が複数発生しています。報告によると、高齢者の住所一覧を持ち、見積り金額を示さずに話をもちかける業者や、1回の雪かきに20万円の請求をした業者などがあることが分かっています。

現在まで、市内ではこうした被害報告はありませんが、今後、雪が降った際には起こる可能性があります。次のような点に気をつけ、不審に思ったり分からないことがある場合は、市や消費生活相談コーナーへご連絡ください。

- 見慣れない業者から雪かき・雪おろしの勧誘を受けたときは、その場ですぐ契約しない。
- 契約する前に、作業内容

- 市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154
- 庄原市消費者相談コーナー ☎0824-73-1228

#### ● 問い合わせ

